

対象事業者の加入等に関する規則

第1条（対象事業者となる者の範囲および手続）

当協会の正会員は、認定個人情報保護団体業務規則（以下「業務規則」という。）第4条第1項の規定に基づき、認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）である当協会の対象事業者となるものとする。

第2条（対象事業者でなくなる場合）

対象事業者である正会員が当協会を退会した場合には、同時に認定団体である当協会の対象事業者でなくなるものとする。

第3条（その他）

対象事業者との事務連絡、業務規則第4条第2項に基づく対象事業者名の公表等に係る事務の遂行その他上記の手続きについては、本部事務局が行う。

附則（施行日）

この規則は、平成18年2月13日から施行する。

2. 改正・平成25年5月18日（第1条、第2条）
3. 改正・令和4年6月24日（第1条、第2条）